

「法教育」に関する一考察（五）

辻 博 明

- 一 はじめに
- 二 出前授業——「治療費は誰が支払うの？」
- (1) 事前学習、事前打合せ——前年度（平成二四年度）との「比較」
出前授業の概要
- 三 ジュニア・ロースクール岡山
- (1) 第九回ジュニア・ロースクール岡山——企画・作業の概要
- (2) 「著作権」について考える
- 四 むすび
- (1) 平成二五年度・出前授業について
- (2) 第九回ジュニア・ロースクールについて

一 はじめに

学習指導要領は、これまで約一〇年ごとに改訂されているが、今回の改訂は、改正教育基本法の理念に基づく改訂であり、法教育の充実が示されている。社会科学関係において、国会と内閣と裁判所の三権の相互の関連、国民の司法参加について扱うことが新たに明示されている（小学校学習指導要領）。現代社会をとらえる見方や考え方の基

礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させることが新たに取り上げられ、契約の重要性やそれを守ることの意義が示されている（中学校学習指導要領）。また、現代社会における諸課題を扱う中で、社会のあり方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させるとともに、現代社会に対する関心を深め、いかに生きるかを主体的に考察することの大切さを自覚させる。現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会などを多様な角度から理解させるとともに、自己の関わりに着目して、現代社会に生きる人間としてのあり方生き方について考察させるとする（高等学校学習指導要領）。なお、道徳関係、特別活動関係においても同様の方向性が示されている。⁽¹⁾

岡山においても、法教育に関連する試みが積み上げられつつある。⁽²⁾平成二五年度においても、出前授業、ジュニア・ロースクールのほか、セミナー等⁽³⁾、複数の試みがなされている。以下では、それらの試みについて分析することにする。

(1) 文部科学省『小学校学習指導要領』（東京書籍、平二〇）三四頁以下、文部科学省『小学校学習指導要領・平成二〇年三月告示』（東京書籍、平二〇）、文部科学省『中学校学習指導要領・平成二〇年三月告示』（東山書房、平二〇）四一頁以下、文部科学省『高等学校学習指導要領・平成二二年三月告示』（東山書房、平二二）四七頁以下。なお、平成二五年度から高等学校でも法教育が本格実施され、初等・中等教育機関の全段階において法教育が導入されることになる（教科書の改訂・検定等の関係で、指導要領の告示後、その本格実施には原則三年ほどを要するとされる）。

(2) 平成二〇年度～平成二四年度における岡山での試みの概要については、拙稿「法教育に関する一試みと分析——新教育課程における法教育・岡山での試み——」岡法五九卷三〇四号一四三頁（平成二二）、同「法教育」に関する一考察（二）（四）岡法六一卷一七頁、六一卷四七頁、六一卷四七頁、六一卷三三〇一頁（平二三）二二五、矢吹香月「法教育実践における専門家と教師の連携の在り方——岡山における法教育実践例から考える」法と教育Vol.2 五七頁（平二四）。

(3) 「社会科公民科法教育（法に関する学習）セミナー」（岡山弁護士会・岡山地方裁判所・岡山地方検察庁…主催、岡山県教育委員会・岡山市教育委員会・岡山大学法学部…後援（於：岡山弁護士会館）（平成二五年八月八日開催）、「法と教育学会」

第四回学術大会・分科会報告（「ジュニアアロースクール岡山」「法教育授業」について）（平成二五年九月一日・武蔵野大学有明キャンパス）。

二 出前授業——「治療費は誰が支払うの？」

NS中学校では、中学三年生社会科公民的分野の授業を通して、生徒一人ひとりに法律・憲法についての社会的視野を養わせる機会として、法教育に関する特別授業が行われている。平成二五年度も前年度に続いて、中学三年生を対象として行われた（平成二五年九月二日（二クラス）、同年九月三日（一クラス））。特別授業の参加者は、岡山大学法学部教員三名・法科大学院教員一名、弁護士四名（岡山弁護士会）、岡山大学法学部生一四名である。今年度は二つのテーマが設定された（①第一日目：「治療費は誰が支払うの？」、②第二日目：「死刑について考えよう」）。

(1) 事前学習、事前打合せ——前年度（平成二四年度）との「比較」

「事前学習」の実施 NS中学校の教諭・生徒間において、出前授業の準備作業として事前学習が行われている。学習内容は、中学校教科書に基づいて、「司法と裁判所」「民事手続き」に関する知識・制度理解である。事前学習を通じて、議論の前提となる基本的知識の整理等がなされている。

「事前打合せ」の実施 教材作成担当の教員・学生を中心に、出前授業の参加教員等も加わって、教材や授業の進め方について事前に議論がなされた。本年度の出前授業も、パワーポイントを用いた演劇方式をとり、シナリオは生徒に配布しないこととなった。授業では、話し合いによる公正な問題解決（いわゆる示談）を目的とし、法解釈には立ち入らないとされた。なお、前年度の出前授業における実績をふまえて、生徒の自主的な思考を尊重す

ること、各班にチューターの学生が付くこと、教員・弁護士は近くで待機し支援すること、質問があれば答えることとされた。

(2) 出前授業の概要

治療費の分担をめぐる問題(テーマ①)においては、子どもが怪我をする事故に関与した人たちが各々の責任の重さに応じてどのように損害(治療費)を分担すべきかについて考え、話し合いによる公正な問題解決に取り組むことが目的とされている(教材作成者)。この問題について生徒がどこまで理解できたか、チューターの学生を交えた生徒間の議論がどのように展開したか、事前学習による基本的知識がどのように活用されたかが興味深い(以下は、筆者が参加したクラス(平成二五年九月二日(二三・五五―一五・三五))の状況)。

【授業の展開】

はじめに、教材作成担当の教員・学生から授業の開始の合図がなされ、ワークシート(個人用・班用)の配布の後、個人用ワークシートの設問のポイントとなる部分に「線」を引くよう生徒に指示がなされた。生徒は五(六)名の班に分かれ(計七班)、各班にチューターの学生が二名ずつ付いた。その後、責任の分担をめぐる比較的簡単な説明用の事例の紹介がなされた(ジュースが不注意によってこぼれた場合に、関係する当事者がジュースの費用をどのように分担するかを考える手掛かりとなる事例)(二三・五五―一四・〇〇)。

次に、本授業の事例に入り、パワーポイントを用いた学生による演劇がなされた(以下は、シナリオの流れの概要)。演劇は、中学三年生のA君とその友人B君・C君が出かけるところから始まる。三人は、B君の提案で港に出かけた。B君は母親から、「港は立ち入り禁止ですよ。」と忠告されていたが、それを無視してしまった。港の入口には、その忠告の通り、立ち入り禁止と表示された柵があった。その表示が目に入ったが、そのときの三人の受け止め方は異なった。A君とB君は柵を乗り越えるように誘ったが、C君は躊躇し続けた。しかし最終的には、柵を

乗り越えようとする声の勢いが増え、C君も乗り越えてしまった。港の中に入った三人は、防波堤に辿り着いた。そのとき、「防波堤の内側から飛び込もうよ。」とB君が誘った。A君はその誘いに応じ、C君は躊躇していたが、最終的には三人とも飛び込み、一時間ほど泳ぎを楽しんだ（その時、波はあったが、防波堤の内側では引き戻される流れがあり安全であった（ナレーション））。その後さらに、「防波堤の外側から飛び込もうよ。」と誘う声をA君が上げた（防波堤の外側の潮の流れは内側とは異なり沖に流される危険があった（ナレーション））。その時、C君が飛び込むことを躊躇したため、B君が「びびり」とからかう言葉を浴びせた。ついに、C君もその誘いに逆らいきれず、飛び込んでしまった。しかし、泳ぎが苦手なC君は、潮に流され大量の水を飲んで、溺れてしまった。それを見たA君は、泳いで助けようとした（B君は助けを呼びに行く）。A君とC君は防波堤の外側になんとか辿り着いたが、その時大波が押し寄せ、C君は足を骨折してしまった。C君の足の治療には、五〇万円がかかった。C君からA君とB君に対して治療費の請求がなされたのが、本件の事例である。

まず、生徒たちは、演劇を見ながら、チューターの学生と双方向の問いかけを繰り返しつつ、「個人用」ワークシートに記入する作業に取り組んだ。個人用ワークシートにおいては、物語には「事故につながる行動」事故を防ぐような行動」がいくつかあるとされ、まず大切なポイントを押さえるために、設問に答えさせる方式（択一型）がとられている。なお、答えは一つとは限らないとされている（設問①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩）
 ①「港が立ち入り禁止だった」とお母さんに言われたのに無視したのは誰ですか（選択肢：A君、B君、C君（以下、同様））
 ②「港が立ち入り禁止だった」とお母さんに言われたのに無視したのは誰ですか、③柵を乗り越えるように誘ったのは誰ですか、④防波堤の内側から飛び込むことを提案したのは誰ですか（傍線：チューターから指示のあったポイントとなる部分）、⑤C君を防波堤の内側から飛び込ませたのは誰ですか、⑥防波堤の外側から飛び込むことを提案したのは誰ですか、⑦C君を防波堤の外側から飛び込ませたのは誰ですか、⑧C君が防波堤の外側から飛び込むことを止めたのは誰ですか、⑨C君が溺れたとき助けようとしたのは誰ですか、⑩怪我をしたのは

誰ですか) (一四・〇〇—一四・二〇)。

次に、以上の作業により確認したことを基にして、生徒たちは、「班用」ワークシートの指示にしたがって、「事故につながる行動」「事故を防ぐような行動」について記入した(班用ワークシートには、①物語の中で三人がそれぞれ行った「事故につながる行動」「事故を防ぐような行動」を思いつくかぎり挙げ、②それらの行動の中で、一番重要と思われる行動に◎、それなりに重要と思われる行動に○をつけ、③◎や○をつけた行動を参考にして、C君の治療費の分担額を決めましょう、という指示がある。) (一四・二〇—一四・五〇)。

さらに、生徒たちは、治療費の分担額について話し合い、チューターの学生と協力して、班の意見をまとめる作業に取り組んだ。その後、各班の代表者から、治療費の分担額とその理由について発表がなされた。発表された治療費の分担額は、班によって異同が見られた(一五・五万円(A君)・一七万円(B君)・一七・五万円(C君)(二班)、二二万円・二三万円・六万円(二班)、一五万円・一五万円・二〇万円(三班・四班・七班)、一〇万円・一〇万円・三〇万円(五班・六班))。また、分担額の判断に影響すると思われる「事故につながる行動」「事故を防ぐような行動」についても、各班から意見が発表され、多様な内容となった(A君・C君を飛び込ませたこと(一・三・七班)、事故につながる行動がB君と同じくらいであること(二班)、B君の尻馬に乗ったこと(五班)、誘ったが助けたこと(四・六班)、B君・事故につながる行動がC君より少ないこと(二班)、事故につながる行動がA君と同じくらいであること(二班)、母の忠告を無視したこと(三・五班)、「びびり」と言ったこと(七班)、C君・事故につながる行動が多い・泳ぎが下手なのに自分の意思で飛び込んだ・メンタルの弱さ・自業自得であること(一・三・四・五・六・七班)、飛び込まざるを得なくされたこと(四万円減額)(二班)、が挙げられた) (一四・五〇—一五・二五)。

以上の各班からの意見発表を受けて、全体のまとめが進行担当のチューターの学生によってなされた(一五・二五—一五・三〇)。

最後に、参加教員・弁護士から感想・意見が述べられた(二五・三〇―一五・三五)。

三 ジュニア・ロースクール岡山

(1) 第九回ジュニア・ロースクール岡山——企画・作業の概要

法教育に関係する企画の一つとして、ジュニア・ロースクールがある。ジュニア・ロースクールは、法律専門家でない一般の人々が法や司法制度、それらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための法教育実践の一環として、岡山においては、平成一七年以降毎年行われている。第九回ジュニア・ロースクール岡山(岡山弁護士会・岡山大学法学部・共催、岡山県教育委員会・岡山市教育委員会・倉敷市教育委員会・後援(平成二五年一月九日開催・岡山大学)は、『著作権』について考える(第一限)と「これって『強盗』!?——刑事裁判に触れてみよう(第二限)の二部構成で行われた(参加者は岡山大学法学部・法務研究科教員五名、岡山弁護士会から弁護士八名、チューター学生一四名(二限)・七名(二限)(法学部)、中学生三〇名(岡山県の公立校・計・高校五校、中学校四校)、引率教員等三名)。以下ではその中から、第一限の企画を中心にその概要を紹介する(なお、教材の原案は弁護士と学生が作成し、参加教員・他の弁護士・学生を交えて検討会およびチューターの学生への事前説明会がなされた)。

(2) 「著作権」について考える

生徒達は七班(中学生・一班、高校生・六班)に分かれ、次のような具体的な事例を通じて著作権をめぐる身近な問題に取り組んだ。

「ワークシート」

配布されたワークシートには、著作権に関する複数の事例が用意されている。それらの事例を基にして、著作権がどのようなものを基本から学んでいく方式がとられている（なお、進行に応じて適時、資料（著作権法の抜粋、某県のキャラクターのイラスト・写真利用の手引き、スキャン事業者に対する著作権者側の意見・利用する側の意見）も配布された。）。

I 「ケース1」は、高校生A君は短歌コンクールに出すよい短歌が浮かばなかったため、友人B君の考えた短歌をこつそりと用紙に書き込んで応募したところ、その作品が優秀作品に選ばれたという事例である（シナリオは大学生が読み上げ・以下同様）。この事例について、次のような問いが設定されている。

Q1…あなたがB君の立場だったら、A君に対してどのような気持ちになるかを考え記しなさい（各班でチャーターの学生とともに話し合い枠内に記入（約五分））。Q1について、司会進行役（教材作成担当弁護士）から意見発表を求められた二つの班から、「納得がいかない。」「その場にいた者の盗みと同じ行為です。」という回答があった。

Q2…①著作権法で著作物として保護されるものは、お金を稼ぐことを目的として作成された場合であり、個人の趣味で作成される文章などは保護されないのか（ここで著作権法の抜粋資料配付）。②A君の行為はB君の著作権を侵害しているか。また、Q3…著作権のあるものを、勝手にコピーして販売したり、インターネットを利用して多くの人に閲覧できるように状態にしたとき、刑事罰を受けることはないか。Q2・Q3（択一式）について、三つの班から意見発表がなされ、いずれも正答であった。

「ケース2-1」は、漫画家志望の高校生C君が「クマ」を主人公とする漫画を創作したという事例である。この事例について、

Q4…著作物として保護されるのは文章・言葉であり、純粋な図面やイラスト自体は保護されないのか。各班で

チャーターの学生と議論した後、意見発表を求められた一つの班から、正しい回答がなされた。

「ケース2-2」は、C君の漫画の主人公がある県の有名なキャラクターであったという事例である（モノクロ図表付き）。この事例について、

Q5…①C君が、そのキャラクター入りの漫画を同好会の仲間や家族に見せた場合、そのキャラクターの著作権者の許可を得ておかないといけなかったか。その理由も記しなさい（ここで、某県のキャラクターのイラスト・写真利用の手引きを配布）。②C君が、その漫画の一部を自分のブログに掲載し、「続きが読みたい人は、一部二〇〇円で販売します。」と掲載した場合はどうか。①②について（択一式）、各班で生徒がチャーターの学生を交えて議論した後（約一〇分）、二つの班が意見発表し、いずれも正答であった。①の理由については、「仲間・家族内だけで、販売のためではない。」②については、「ブログにのせている。販売目的がある。」という回答があった（ここで、司会進行役から、著作権法三〇条の「私的利用のための複製」についてコメントがあり、先に配布された某県の手引きを参照して補足説明もなされた。）（一〇分休憩）。

II 「ケース3-1」は、漫画雑誌のバックナンバーを保管しきれなくなったD君が、残しておきたい分をスキャンし電子データ化しようとしたという事例である。この事例について、

Q1…この場合、スキャンした漫画の著作権者は誰になるか。D君か、その漫画の作者か。また、Q2…この場合、D君の行為は、著作権法上問題があるか。その理由も記しなさい。Q1・Q2（択一式）について、二つの班から意見発表がなされ、いずれも正答であった（約三分間の議論）。Q2の理由については、「D君の私的利用での複製と思います。」との回答があった（各班でチャーターの学生とともに話し合い枠内に記入（約五分））。

「ケース3-2」は、一人で大量の雑誌をスキャンするのに途方に暮れていたD君が、スキャンの代行をビジネスにすればお金が稼げると考えたという事例である。この事例について、次のような発展的な問いが設定されてい

る。

Q3…①著作権者側からすると、スキャン代行について、どのような意見をもつか(賛成か・反対か)。その理由はなにか。②スキャン代行の利用者側は、どのような意見をもつか(賛成か・反対か)。その理由はなにか(各班で約10分間議論)。①について(択一式)、二つの班から意見発表がなされ、いずれも「反対」との回答があった。その理由については、「収入がなくなる。出版社の収入がなくなる。許可なく自分の著作物が増殖することは納得がいかない。」「許可なく利用されることは気分がよくない。」との回答があった。一方、②については(択一式)、二つの班で回答が分かれた。その理由について、「賛成」と回答した班は、「代行してもらえれば手間がかからない。個人の利用の範囲内だと思います。」とした。これに対して、「反対」とした班からは、「著作権者がスキャン代行業者を訴えているときは、許されない。」との意見発表がなされた(ここで「予想外の意見ですね。」とのコメントがなされた)。

なお最後に、資料が配付され(スキャン事業に対する著作権者側の意見・利用者側の意見)、その他の問いについて(Q4…スキャン代行について、あなた自身はどのような意見を持ちましたか(著作権者側の意見に近い・スキャン代行の利用者側の意見に近い・その他)。Q5…あなたは、この両者の対立について、どのような形で解決をはかればよいと思いましたが。その理由も記しなさい)、司会進行役から解説があり終了時間となった。

四 むすび

最後に、前年度までと比較して整理することにする。

(1) 平成二五年度・出前授業について

今年度の出前授業においては、一枚のワークシートではなく、「個人用」と「班用」のワークシートが用意された。まず、個人用ワークシートにおいて、事例を理解するための重要なポイント（「事故につながる行動」「事故を防ぐ行動」）を択一式の設問で確認した後、班用ワークシートに、ポイントとなる行動・理由と治療費の分担額を記入する方式がとられた（段階的な学習）（なお、選択肢にない回答の可能性について若干の議論が事前打合会で見られた。）。教材その他において、工夫がなされていた。今回も、法教育授業の準備作業の大変さが感じられた。

授業の事例は、複数の要素の「総合的」な判断、「規範的」な評価が求められる事案であった。したがって、どの要素を重要と考えるか、抽出した複数の要素をどのように組み合わせるかによって結論が異なる（各班から発表された生徒達の意見には「多用性」が見られた（個人用ワークシートの内容を超える回答も）。生徒達は、責任を「根拠」付ける方向に作用する要素とそれを「妨げる」方向に作用する要素の違いをどの程度認識して結論を導いたのだろうか（なお、損害の発生・阻止に「直接的」に作用する要素もあれば「間接的」な作用にとどまる要素もあり複雑化する）。また、生徒達が考えた治療費の分担額とポイントとなる行動・理由との間には、どのような関係があるのだろうか興味深い。

(2) 第九回ジュニア・ロースクールについて

まず、前年度と同様に、教材の原案は、専門家と学生によって作成された。また、事前の検討会・説明会において、原案の検討・修正等が試みられ、授業進行・配布資料の内容・各班での議論の進め方等について説明がなされた。

次に、今回の授業においては、教材（特にワークシート）のスリム化がなされており、中高生がその場で読んで理解できるように配慮されていた。また、時間配分がより細かく設定され、生徒の意見発表も二班ずつ順次行う試み

がなされていた。さらに、資料は一括して配付するのではなく、授業の進行に応じて配布しコメントを加えるという工夫がなされていた（最後にアンケートも実施（授業進行役・チューターの説明の分かりやすさ等について））。

さらに、今回の授業においては、生徒達は択一式の問いについては全て正答であり、回答の理由についてもほとんど違いが見られなかった（従来との違い）（どのような要因が関係しているのか。問いの立て方・配付資料・チューターの役割等が関係か）。生徒達は、身近な事例とコメント等を通じて、著作権法で保護される著作物がどのようなものか等について、かなり感じ取ることができたものと推測される。さらに、手で触ることのできないようなもの（無体物）にも保護すべき「利益」があるか、立場の異なる著作権者と利用者の間にはどのような利益の「対立」があるか等について、推論過程を辿ってどこまで理解できたのだろうか。興味深い（本件では「保護法益」等の理解）。